#### 2019.3

進級・入学の季節です。子どもの成長を喜ぶ一方、教育費が心配な家庭も多いのではないでしょうか。「就学援助」制度を知って活用しましょう。

# ○どんな制度なの?

「就学援助」制度は小・中学生のいる世帯に、学用品、就学旅行費、給食費などを援助する制度です。これは憲法第 26 条の「義務教育費は無償」、学校教育法第 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」にもとづいています。

2019年度の援助の内容は(国基準)は左表の通り。

今年から「卒業アルバム代」が新設され「新入学児童生徒学用品費等」が昨年度より1万円増額されました。

#### ○誰が受けられる?

援助の対象は、①生活保護を受けている(要保護者)。②生活保護に準ずる程度に困窮している(準要保護者)世帯です。文部科学省の調査(2015年)で147万人が支給を受けています。

準要保護者の認定基準は、全国約7割強の自治体が、生活保護基準額に一定数値(1・2 倍など)を掛けたものとしています。

安倍政権のもと、2013年からの生活保護削減に伴い就学援助の認定基準が引き下げられた自治体も出ています。

## ○手続きは

市町村教育委員会または子どもの通う学校で申請書を受け取り、提出します。年度途中でも申し込み可能です。マイナンバーの提出を求める自治体もありますが、提出しなくても不利益はありません。

### ○運動の成果。

「入学前支給」、入学準備金を、入学前(3月)に支給する自治体が増えています。これは 各地で市民や新婦人の改善を求めてきた運動の成果です。

(新婦人しんぶん 2/21)